

適性試験の任意化に伴い平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び 年次報告書の調査に係る評価基準の取扱いに関する特例について

平成31年度入学者選抜（平成30年夏頃から実施）から適性試験の利用が各法科大学院の任意とされたことに伴い、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）は平成29年6月に法科大学院評価基準を改定したところである。

機構が実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査は毎年度実施しているが、入学者選抜の評価に当たっては、その特性上、複数年度にまたがって評価対象とする必要があることから、ある時点を境に評価基準の適用を切り替えることが困難な状況にある。

具体的には、平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査においては、適性試験の成績を用いることが義務付けられている入学者に関する評価と適性試験の成績を用いることが任意とされる入学者選抜の実施方法に関する評価とが混在することから、法科大学院評価基準要綱（平成29年6月改定）の規定に関わらず、以下の方針により実施するものとする。

1. 趣旨

機構が実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査においては、入学者選抜に関する評価対象として、主に次の2点が挙げられる。

（1）入学者選抜の実施状況の評価

入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、合格者における適性試験の最低点等

（2）入学者選抜の実施方法及び内容の評価

選考方法、配点、試験問題の確認等

（1）については、評価実施年度を含む過去5年間に入学した者における入学者選抜の実施状況の実績を評価することを基本としている。

（2）については、評価実施年度に入学した者に対する入学者選抜の実施方法について評価することを基本としつつ、評価実施年度に実施する入学者選抜（評価実施翌年度入学者対象）において従前の選抜方法と異なる部分について、必要に応じ、評価の対象としている。

例えば、評価実施年度までは法学未修者のみを受け入れていた法科大学院が評価実施翌年度から法学既修者の受入を開始するため、評価実施年度に実施する入学者選抜において法律科目試験を実施する場合は、法学既修者として入学する者に認められる修得したものとされる単位数や履修免除が認められる法律基本科目が法律科目試験の対象となった分野に対応しているかや、試験問題の内容が適切であるかを、当該受験者が入学した実績がなかったとしても、現に実施している選抜方法及び内容が適切であるか、評価対象とする趣旨である。

このことから、平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査においては、評価実施年度（平成30年度）に入学した者には、適性試験の成績を用いることが義務付けられている者が含まれていることから、合格者における適性試験の最低点が適切であったかを評価の対象とする必要がある。

他方、評価実施年度（平成30年度）に実施する入学者選抜においては、平成31年度に入学する者を選抜することとなり、適性試験の成績を用いることが任意とされることに鑑み、従前の選抜方法と異なる内容で実施する場合は、変更後の選抜方法及び内容が適切であるかを評価対象とすることが考えられる。

2. 平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査に係る取扱い

平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査においては、評価実施年度の入学者は適性試験の成績を用いることが義務付けられている者であることから、平成29年6月に改定された法科大学院評価基準要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

また、平成30年度に実施する入学者選抜（平成31年度入学者対象）においては、適性試験の成績を用いることが任意とされたことに鑑み、各法科大学院においては、従前の選抜方法とは異なる内容で実施することが考えられ、評価に当たっては、平成29年6月に改定された法科大学院評価基準要綱の規定に基づき、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施されているかを評価対象とする。

すなわち、評価実施年度（平成30年度）入学者に対する入学者選抜の実施状況を含む過去5年間の入学者選抜の実施状況については、改定前の解釈指針6-1-4-1及び6-1-4-2を適用するものとする。

また、平成30年度に実施する入学者選抜に係る実施方法及び内容の評価については、平成29年6月改定の法科大学院評価基準要綱に規定する解釈指針6-1-4-1を適用するものとする。

なお、当該取扱いは平成30年度に限るものとし、平成31年度以後に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査に当たっては、平成29年6月改定の法科大学院評価基準要綱の規定に基づき実施する。ただし、法科大学院認証評価における5年の評価期間中に適性試験の成績を利用することが義務付けられている平成30年度以前に入学した者を含む場合は、その限りにおいて、改定前の解釈指針6-1-4-1及び6-1-4-2を適用するものとする。

【参考】

平成30年度に実施する法科大学院 認証評価及び年次報告書の調査	平成31年度以後に実施する法科大学 学院認証評価及び年次報告書の調査	備考
○ 平成30年度入学者対象入学者 選抜の実施状況の評価に適用 【改定前の評価基準】 解釈指針6-1-4-1 入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。	適用しない ※ 平成30年度以前の入学者に関して合格者における適性試験の最低点が総受験者の下位15%未満である場合は、入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に判定されているかを評価対象とする。	平成30年度に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査では、改定前と改定後の解釈指針6-1-4-1を適用する。
○ 平成30年度入学者対象入学者 選抜の実施状況の評価に適用 【改定前の評価基準】 解釈指針6-1-4-2 入学者選抜において、適性試験の成績が適切に利用されていることを確保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。 (1) 適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。 その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。 (2) 入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。		
○ 平成31年度入学者対象入学者 選抜の実施方法の評価に適用 【平成29年6月改定の評価基準】 解釈指針6-1-4-1 入学者選抜に当たっては、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施するとともに、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。	【平成29年6月改定の評価基準】 解釈指針6-1-4-1 入学者選抜に当たっては、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施するとともに、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。	